

## 学校において予防すべき感染症

学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症」（学校感染症）は下記の通りです。罹患した場合は出席停止となりますので、学校にご連絡ください。抗ウイルス薬等によって早期に解熱した場合でも、感染力は残るため出席停止期間が定められています。健康が回復するまで治療や休養の時間を確保してください。

		病名	出席停止期間
第一種	感染症法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染する感染症で児童生徒の罹患が多く学校において流行を広げる可能性の高いもの	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症した後（発熱の翌日を1日目として）5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで。 （抗ウイルス薬によって早期に解熱した場合も感染力は残るため発症した後5日を経過するまで出席停止）
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘（みずぼうそう）	全ての発しんが痂皮化（かさぶた）するまで
		咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎等の主要症状が消退した後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した（解熱薬を使用せずに解熱し、かつ呼吸器症状が改善傾向にある）後1日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで	
第三種	学校教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎  その他の感染症（第三種の感染症として扱う場合もある）感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病など	治癒するまで  眼の症状が軽減してからも感染力が残る場合があり、医師において感染のおそれがないと認められるまで  学校で流行が起こった場合にその感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り学校医の意見を聞き校長が緊急的に措置を取ることができる疾患